

## 国立大学法人滋賀大学における随意契約の公表に関する基準

国立大学法人滋賀大学（以下「滋賀大学」という。）における随意契約の公表に関する基準を次のとおり定める。

1. 内容を公表する随意契約は次のとおりとする。
  - (1) 予定価格が500万円を超える工事請負契約
  - (2) 予定価格が300万円を超える上記(1)以外の支出の原因となる契約
2. 公表する事項
  - (1) 工事、物品又は役務等の名称及び数量
  - (2) 契約締結した日
  - (3) 相手方の氏名及び住所
  - (4) 契約金額
  - (5) 随意契約によることとした理由
3. 公表する時期等
  - (1) 公表は、随意契約を締結した日の翌日から起算して72 日以内に行うものとする。
  - (2) 公表期間は、随意契約を締結した日の翌日から起算して1 年が経過する日までの期間とする。
4. 公表の方法  
滋賀大学のホームページによるものとする。
5. その他  
滋賀大学の行為を秘密にする必要があるものは、公表の対象としないものとする。

### 附 則

この基準は、平成29年4月1日以降に締結する契約から適用する。